

議会運営委員会

日 時 平成 2 6 年 4 月 2 5 日 (金) 午前 1 0 時 ~
場 所 第 3 委員会室

1 定数・報酬について

(1) 適正な定数と報酬額について

(2) 今後の進め方

○ 5 月スケジュール

○ 市民意見聴取

2 視察について

別紙 № 1

3 その他

(1) 一般質問通告書について

別紙 № 2

(2) 表決棄権の場合の会議録記載について

(3) 26 年 12 月定例会について

- ・ 一般質問 3 日間
- ・ 常任委員会同時開催

平成26年 4月30日

亀岡市議会議長 明田 昭 様

議会運営委員会委員長 湊 泰 孝

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 平成26年4月17日(木)・18日(金)
- 2 派遣場所 滋賀県大津市議会及び埼玉県所沢市議会
- 3 事 件 (1)政策検討会議、通年議会について(大津市議会)
(2)議員定数検討、政策討論会について(所沢市議会)
- 4 視察者 (派遣委員)湊 泰孝、藤本 弘、菱田光紀、馬場 隆、
並河愛子、中村正孝、中澤基行、石野善司
(派遣議員)明田昭議長、小島義秀副議長
(事務局随員)藤村局長、阿久根副課長
- 5 概 要 別紙のとおり

議会運営委員会調査結果概要

滋賀県大津市議会（平成 26 年 4 月 17 日（木）9:50～11:30） 政策検討会議について 通年議会について
1 視 察 の 目 的
立案機能面での本市議会の現状は暴力団排除条例、附帯決議の提案に留まっている。大津市議会においては政策検討会議を中心に取組みが展開され、いじめ防止条例等実績も積まれている。先進的取組みを学び積極的に立案機能が発揮できる仕組みを参考にする。 監視機能強化等通年議会の有効性を学ぶ。
2 施 策 等 の 概 要
政策検討会議 <経緯> ・ 条例提案に 3 年かかることもあり政策立案強化が課題 ・ 議会改革検討委員会の検討のなかで設置を決定 ・ H23 年 6 月から検討会議設置要綱施行 ・ 大学との政策提案に向けた連携（龍谷大学等とのパートナーシップ協定） <政策検討会議> ・ 検討会議の組織は提案会派 2 名、その他の会派は各 1 名、正副座長 ・ 検討会議設置時に全体会（全議員）も設置 ・ 議運に会派から政策提案→議運了承→政策検討会議設置→条例提案検討、原案作成（→全体会報告）→議運承認→提案 （実績）H23 年政治倫理条例、H24 年いじめ防止条例を提案、制定 通年議会 <経過> ・ いじめ問題、集中豪雨がおきて議会の動きが必要 ・ 年 4 回の定例会では災害時等議会としての活動が困難

- ・議会活性化検討委員会で通年議会について検討し、定例会年1回、会期1年とした。

<通年議会>

- ・5月から4月末までが1年間の会期

(正副議長、常任委員任期は1年で、従来5月臨時会で選任していたので、5月を会期のはじめにした)

<実施後>

- ・補正予算の考え方が変わった(昨年の補正予算は12号に達する)
- ・議会も執行機関にも緊張感が増す
- ・経費はあまり変わらない、費用弁償は微増
- ・会議が増え執行部の負担も増えたが、価値はある

[定数削減について]

<経過>

- ・H18年3月 志賀町と合併
- ・H19年4月 40人で選挙
- ・H21年4月 中核市に移行、業務量増加
- ・H22年6月 市長が提案(36人) 議会は否決
- ・H22年8月 議会で検討するため議会定数検討特別委員会(委員8名)設置
 - ・業務量により40人、時代の趨勢により38人の2案がまとまらず、委員長報告
- ・H22年11月 38人で議員提案、可決
 - ・市民理解、政策立案に対応した事務局の強化、議員自らの研さんにより定数減出来る
- ・H23年4月 38人で選挙
- ・現在 H27年4月改選であるが、定数、報酬改正の動きはない

<実施後>

- ・事務局の法制担当はH23年度から1名、H26年度は2名に(1名は未経験者) 議会での採

用者はいない、今年度から議会だより担当の嘱託職員を雇用
3 考 察
4 委 員 の 意 見 等

埼玉県所沢市議会（平成 26 年 4 月 18 日（金）10:00～11:30） 議員定数検討について 政策討論会について
1 視 察 の 目 的
現在、本市議会においては議会運営委員会で適正な定数、報酬を検討しているところであり、定数改正の取り組み方や考え方を学ぶ。 政策討論会による議員の意見交換、共通認識の醸成による議論の充実のための先進的取り組みを学ぶ。
2 施 策 等 の 概 要
議員定数 <経過> ・公約に議員定数削減をかけた議員の当選 ・選挙目当てに減らすのはよくないので、任期の前半で決めようと取り組む ・H23 年 5 月の地方自治法改正により上限が撤廃され、議会自ら考えないといけない状況

- ・ H23 年 5 月作業部会設置
 - ・ H24.2.14 議運で、附属機関を設置し諮問することに
 - ・ H24.4.24 審議会条例可決、委員募集、議運協議
 - ・ 審議会開催 H24.5.14、7.30、10.22
 - ・ 議員アンケート（増 6 人、減 18 人、改正せず 10 名、その他）及び正副常任委員長ヒアリング実施
 - ・ H24.11.29 審議会答申（現行の 4 常任委員会×9 人+議長の 37 人体制、ただし当面の情勢下の政治的な判断として定数減を行う場合には、1 委員会 8 人に議長を加え 33 人を下限とすることが望ましい）
- < 検討結果 >
- ・ 議長 + 4 常任委員会×9 人が必要で定数条例の本則で 37 人とした。ただし、過去 33 人の時もあり、1 委員会 8 人は最低必要であり 33 人を下限にした
- < 市民意見聴取について >
- ・ 民主主義にとって大事、市民意見聴取されていない条例は裁判で負ける
 - ・ 公聴会制度は法律的に市民意見聴取を要請している（法に守られている）
 - ・ 市民意見聴取は危機管理でもある
- < 費用弁償について >
- ・ 議会改革の肝は費用弁償の削減であった
 - ・ 費用弁償を出すことは予算の範囲内という活動の制約を受けることになる
- 政策討論会
- < 実施状況 >
- ・ 基本条例で実施を位置づけ
 - ・ H24.2.4 地域経済活性化と所沢ブランドの創造（138 人参加）
 - ・ H25.2.9 地域福祉を考える（59 人参加）
 - ・ H26.2.1 交通政策—高齢化時代を迎えての交通政策のありかた—（56 人参加）
- < 課題等 >

・傍聴者の減少 ・議員の意見発表の場で物足りないという参加者の意見もある ・政策形成につながっていない	
3	考 察
4	委 員 の 意 見 等

